

「財務健全性指数の算定に関する細則」の一部改正について

新旧対照表

(赤字部分変更)

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 本細則は、「暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則」(以下「規則」という。)第2条において定義される「固定化されていない自己資本の額」、「市場リスク相当額」、「取引先リスク相当額」及び「基礎的リスク相当額」の算定方法の細則を定め、もって規則第5条第1項に規定する財務健全性指数の算定方法を定めるものである。</p> <p>(固定化されていない自己資本の額)</p> <p>第2条 規則第2条1号に規定する協会が別に定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 親法人等(金融商品取引法施行令第15条の16第1項に定義されるもの。以下同じ。)及び第一種会員(暗号資産)の総株主等の議決権の百分の二十を超える議決権を保有する個人(以下「個人株主」という。)からの借入金(親法人等及び個人株主に対する元利金の支払が他の債権者に対する支払に劣後することに合意する旨の親法人等及び個人株主の意思が書面(契約書、稟議書、決裁書、取締役会等の議事録など)により合理的に確認で</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本細則は、暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則(以下「規則」という。)第2条において定義される「固定化されていない自己資本の額」、「市場リスク相当額」、「取引先リスク相当額」及び「基礎的リスク相当額」の算定方法の細則を定め、以て規則第5条第1項に規定する財務健全性指数の算定方法を定めるものである。</p> <p>(固定化されていない自己資本の額)</p> <p>第2条 規則第2条1号に規定する協会が別に定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 親法人等(金融商品取引法施行令第15条の16第1項に定義されるもの。以下同じ。)及び会員の総株主等の議決権の百分の二十を超える議決権を保有する個人(以下「個人株主」という。)からの借入金(親法人等及び個人株主に対する元利金の支払が他の債権者に対する支払に劣後することに合意する旨の親法人等及び個人株主の意思が書面(契約書、稟議書、決裁書、取締役会等の議事録など)により合理的に確認できるものに限る。)</p>

きるものに限る。)

(2) **第一種会員（暗号資産）**が発行し親法人等及び個人株主が保有する社債（親法人等及び個人株主に対する元利金の支払が他の債権者に対する支払に劣後することに合意する旨の親法人等及び個人株主の意思が書面（契約書、稟議書、決裁書、取締役会等の議事録など）により合理的に確認できるものに限る。)

(略)

(市場リスク相当額)

第3条 規則第2条3号に規定する協会が別に定める修正は、次に掲げるものとする。

告示（規則第2条第3号で定義するもの。以下同じ。）第9条の2第1項に定める比率は、協会が別途**第一種会員（暗号資産）**に通知する比率（以下「**暗号等資産リスク・ウェイト**」という。）とする。

- 2 協会は、**暗号等資産リスク・ウェイト**を年に一度見直すものとする。
- 3 協会は、市場動向等の急激な変化により**暗号等資産リスク・ウェイト**が実態を反映していないと認める場合は、適時に**暗号等資産リスク・ウェイト**を見直すことができる。

(取引先リスク相当額)

第4条 規則第2条5号に規定する協会が別に定める修正は、次に掲げるものとする。

(2) **会員**が発行し親法人等及び個人株主が保有する社債（親法人等及び個人株主に対する元利金の支払が他の債権者に対する支払に劣後することに合意する旨の親法人等及び個人株主の意思が書面（契約書、稟議書、決裁書、取締役会等の議事録など）により合理的に確認できるものに限る。)

(略)

(市場リスク相当額)

第3条 規則第2条3号に規定する協会が別に定める修正は、次に掲げるものとする。

告示第9条の2第1項に定める比率は、協会が別途**会員**に通知する比率（以下「**暗号資産リスク・ウェイト**」という。）とする。

- 2 協会は、**暗号資産リスク・ウェイト**を年に一度見直すものとする。
- 3 協会は、市場動向等の急激な変化により**暗号資産リスク・ウェイト**が実態を反映していないと認める場合は、適時に**暗号資産リスク・ウェイト**を見直すことができる。

(取引先リスク相当額)

第4条 規則第2条5号に規定する協会が別に定める修正は、次に掲げるものとする。

告示第 15 条第 3 項第 3 号の取引又は資産等のうち、国内の暗号資産交換業者と同等の管理水準を有する海外業者（外国の法令に準拠し外国において暗号資産交換業を行う者をいう。以下同じ。）を取引先とする**暗号資産等**の預託取引については、リスク・ウェイトを 0 パーセントとする。

(略)

- 3 **第一種会員（暗号資産）**は、「暗号資産交換業者と同等の管理水準を有する海外業者」を適切な調査を行った上で判定し、その結果を協会に報告しなければならない。
- 4 **第一種会員（暗号資産）**は、前項に従って調査、判定をした海外業者について、状況の変化等の有無を必要に応じて、かつ少なくとも年に一度調査し、状況の変化等が生じた場合には、当該海外業者を「暗号資産交換業者と同等の管理水準を有する海外業者」として取り扱うことの妥当性を検討し、その検討内容及び結果を協会に報告しなければならない。

(基礎的リスク相当額)

第 5 条 規則第 2 条 7 号に規定する協会が別に定める修正は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 告示第 16 条第 3 項に掲げるものに加え、次に掲げるものを告示第 16 条第 1 項第 1 号の営業費用から控除することができる。
- (イ) 営業収益と両建てとなる支払手数料、販売促進費等
- (ロ) 広告宣伝費 (**第一種会員（暗号資産）**の任意により

告示第 15 条第 3 項第 3 号の取引又は資産等のうち、国内の暗号資産交換業者と同等の管理水準を有する海外業者（外国の法令に準拠し外国において暗号資産交換業を行う者をいう。以下同じ。）を取引先とする**暗号資産**の預託取引については、リスク・ウェイトを 0 パーセントとする。

(略)

- 3 **会員**は、「暗号資産交換業者と同等の管理水準を有する海外業者」を適切な調査を行った上で判定し、その結果を協会に報告しなければならない。
- 4 **会員**は、前項に従って調査、判定をした海外業者について、状況の変化等の有無を必要に応じて、かつ少なくとも年に一度調査し、状況の変化等が生じた場合には、当該海外業者を「暗号資産交換業者と同等の管理水準を有する海外業者」として取り扱うことの妥当性を検討し、その検討内容及び結果を協会に報告しなければならない。

(基礎的リスク相当額)

第 5 条 規則第 2 条 7 号に規定する協会が別に定める修正は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 告示第 16 条第 3 項に掲げるものに加え、次に掲げるものを告示第 16 条第 1 項第 1 号の営業費用から控除することができる。
- (イ) 営業収益と両建てとなる支払手数料、販売促進費等
- (ロ) 広告宣伝費 (**会員の任意により直ちに解約できる契**

直ちに解約できる契約に基づく費用に限る。)

- (2) 協会が別途定める「安全管理チェックリスト」の要求事項を満たす**第一種会員（暗号資産）**については、告示第16条第1項2号の額を、同号イ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額に二分の一を乗じた額とする。
- (3) 保険契約により合理的にリスクが担保されていると認められる額は基礎的リスク相当額から控除することができる。

約に基づく費用に限る。)

- (2) 協会が別途定める「安全管理チェックリスト」の要求事項を満たす**会員**については、告示第16条第1項2号の額を、同号イ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額に二分の一を乗じた額とする。
- (3) 保険契約により合理的にリスクが担保されていると認められる額は基礎的リスク相当額から控除することができる。